

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく
特定事象（原子炉冷却機能喪失）の発生について

平成 23 年 3 月 14 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所 1 号機（沸騰水型、定格出力 46 万キロワット）、2 号機および 3 号機（沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、同日午後 2 時 46 分頃に東北地方太平洋沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

（お知らせ済み）

その後、2 号機では、原子炉隔離時冷却系により原子炉への注水を行っておりましたが、本日、原子炉隔離時冷却系が停止したことから、午後 1 時 25 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（原子炉冷却機能喪失）が発生したと判断しました。

以 上

（お問い合わせ先）

福島第一原子力発電所
広 報 部
TEL 0240-32-2101 (代表)